

第 1 章 計画策定の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

新潟県ではこれまでの「むし歯半減 10 か年運動」「ヘルシースマイル 2000 プラン」「ヘルシースマイル 21」で成果をあげ、平成 26 年の 12 歳児一人平均むし歯数は 0.48 本となり、15 年連続で全国最小となっています。胎内市においても、子どものむし歯は、少なくなっていますが、一人で 10 本前後のむし歯を持つ子どもがいるなど格差が見られています。

また、平成 20 年に新潟県では全国初の取り組みとして歯科保健推進条例を制定していますが、国においては、平成 23 年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、歯と口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているという考えに基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を進めていくための施策を総合的に推進することを定めています。

歯科保健施策も、子どものむし歯予防から成人から高齢者に対する歯周疾患対策を含めた生涯にわたっての歯と口腔の健康づくりに視点が広がりました。さらに、糖尿病と歯周病の関係や口腔ケアによる嚥下性肺炎の予防、咀嚼と認知症の関係など全身の健康との関連が報告されるようになり、介護予防サービスとして口腔機能向上がプログラムとして盛り込まれるようにもなりました。

胎内市では、平成 23 年に歯科保健計画「健口たいないワッハッ歯プラン」を策定し、生涯を通じて市民一人ひとりが歯と口の健康を保つことができ、おいしく、楽しく食べられることを目指して、市民の意見を取り入れながら歯と口の健康づくりを推進してきました。しかしながら、前述のように子どものむし歯数に、格差が見られることや定期受診並びにセルフケアができていない成人が多いなど課題がまだ残っています。

今回の計画では、現状の評価により、新たに課題と目標を明確にし、市民とともに取り組む歯科保健対策を推進し、歯科医師や歯科衛生士をはじめとする介護支援専門員、施設の相談員など多職種、関係機関、関係課等と連携協力し、効果的な取り組みを実施していきます。

第2節 基本理念

胎内市の基本構想である「自然が生きる、人が輝く、交流のまち 胎内」を目指し、胎内市では健康づくりのゴールを「その人らしい豊かな人生の構築」としました。(図1) 病気にならないように、「病気ゼロ」だけを目指とするのではなく、たとえ病気があっても元気に過ごせるように『心身のマイナス要因を減らす』といった疾病対策と、『心身のプラス要因を増やす』といった元気対策を、その人にあったバランス加減を大切にしながら総合的な健康づくり事業を実施しています。(図2)

図1

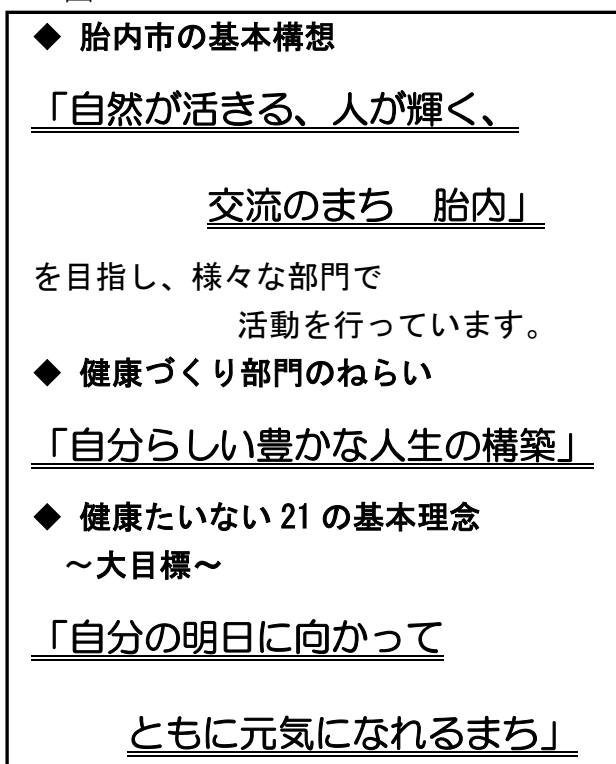
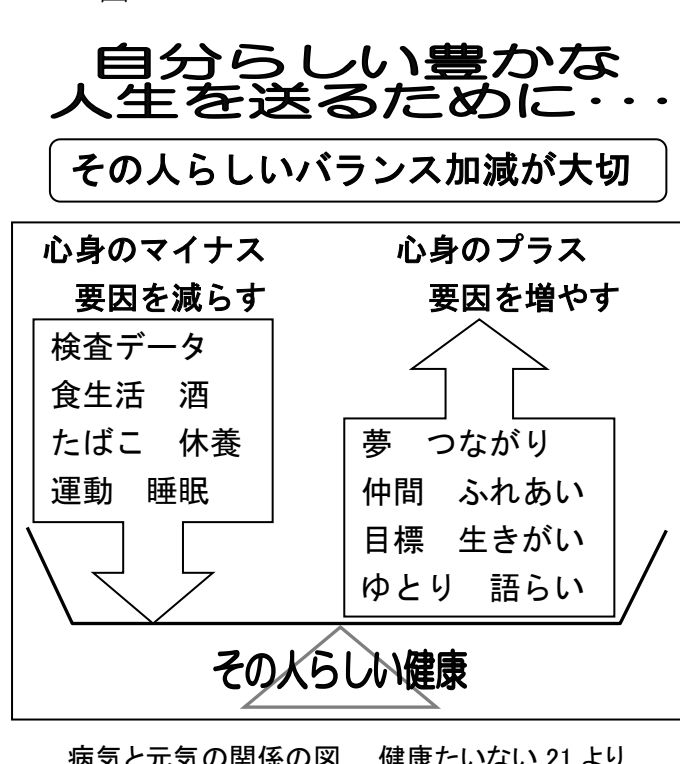


図2



胎内市歯科保健計画策定においても、「病気へらし」と「元気ふやし」を2軸とした、歯や口の健康づくりを目指しています。本計画の一次計画策定にあたって、「胎内市歯科保健計画策定委員会」を設置し、検討した中で出てきた意見「目的・望む姿」、「手段・方法」、「結果・目標値」等が全て網羅されたものが、究極の望む姿であるとし、本計画の理念を「おいしく食べて・楽しく会話・健口でいきいき人生ワッハッ歯」としました。

理念 ～究極の望む姿～

おいしく食べて・楽しく会話・健口でいきいき人生ワッハッ歯

第3節 計画の位置づけと計画の期間

1. 計画の位置づけ

1) 次に示す各計画と整合を図ります。

- 胎内市総合計画
- 胎内市次世代育成支援行動計画
- 胎内市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 胎内市障がい福祉計画
- 胎内市健康増進計画「健康たいない21（第2次）」

2) 健康日本21（第2次）の歯の健康についての地方計画です。

3) 第5次新潟県健康福祉医療計画、「健康にいがた21（第2次）」と整合を図っています。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5年計画です。